

国立大学法人北海道教育大学科学研究費助成事業経理事務取扱規則

制 定 平成 19 年 3 月 30 日
平成 18 年 規 則 第 58 号

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人北海道教育大学（以下「本学」という。）における科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の経理事務の取扱いについては、科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）及びその他関係法令等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(科研費の管理)

第 2 条 交付を受けた科研費は、研究代表者又は研究分担者（以下「研究代表者等」という。）の別に関わらず本学が機関経理するものとし、科研費の受入れ及び執行（以下「科研費の管理」という。）は国立大学法人北海道教育大学会計規則（平成 16 年規則第 42 号）（以下「会計規則」という。）第 5 条の規定を準用するものとする。

2 会計機関は、会計規則に定める会計機関の職務に基づき科研費の管理を行うものとする。

3 科研費の管理については、交付対象者から会計機関に委任されたものとするが、当該委任に係る手続きは省略するものとする。

(科研費の受入れ等手続き)

第 3 条 科研費の受入れ及び支出に当たっては、受入計算書（別記様式第 1 号）及び支出決議書（別記様式第 2 号）により行うものとする。

2 前項の科研費の受入れ及び支出においては、収支簿を備え、常に経理の内容を明確にしておくものとする。

(設備等の寄附)

第 4 条 研究代表者等は、科研費により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入したときは、直ちに本学に寄附しなければならない。

2 前項に規定する寄附は、購入時に寄附する旨を明示することにより本学への寄附手続きを行ったものとする。

(設備等の返還)

第 5 条 前条において設備等を寄附した研究代表者等が、他の研究機関に所属することとなる場合にあつて、当該研究代表者等が新たに所属することとなる研究機関において当該設備等を使用することを希望する場合は、当該研究代表者等へ当該設備等を返還するものとする。

(間接経費の譲渡)

第 6 条 間接経費が措置された科研費については、研究代表者は間接経費譲渡申出書（別記様式第 3 号）により学長に当該間接経費を譲渡するものとする。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、科研費の管理の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (全部改正)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 22 日平成 28 年規則第 21 号 改正)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

平成	年度	科学研究費補助金 ／科学研究費基金					
受 入 計 算 書							
出納命令役 (決 裁 欄)						出納役	課題番号
						収支簿・費 目別記帳	月 日
研究種目	研究代表者 (研究分担者)	受 入 金 額	内 訳				備 考
			物 品 費	旅 費	謝 金 等	そ の 他	
		円	円	円	円	円	

別記様式第2号（第3条関係）

平成 年度		第 号		科学研究費助成事業支出決議書			
決 裁 欄	出納命令役 出納役		収 支 簿 登 記	月 日	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">キャンパス名</td> <td></td> </tr> </table>	キャンパス名	
	キャンパス名						
			検 査 日	月 日	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">課題番号</td> <td></td> </tr> </table>	課題番号	
課題番号							
		支出金額	円				
研 究 種 目							
代 表 者 名							
分 担 者 名							
相 手 方 氏 名							
費 目 区 分		摘 要	備 考				

別記様式第3号（第6条関係）

科学研究費助成事業間接経費譲渡申出書

平成 年 月 日

国立大学法人北海道教育大学長 殿

研究代表者
部局名・役職
氏 名

印

下記の科学研究費助成事業に係る間接経費を譲渡します。
なお、間接経費の執行に当たっては、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会
が定めるルールに基づき取り扱い願います。

記

1. 研究種目：
2. 課題番号：
3. 譲渡額：【基金】（全研究期間） 千円（間接経費の合計額）
【補助金】平成 年度 千円（単年度の間接経費）
4. その他：